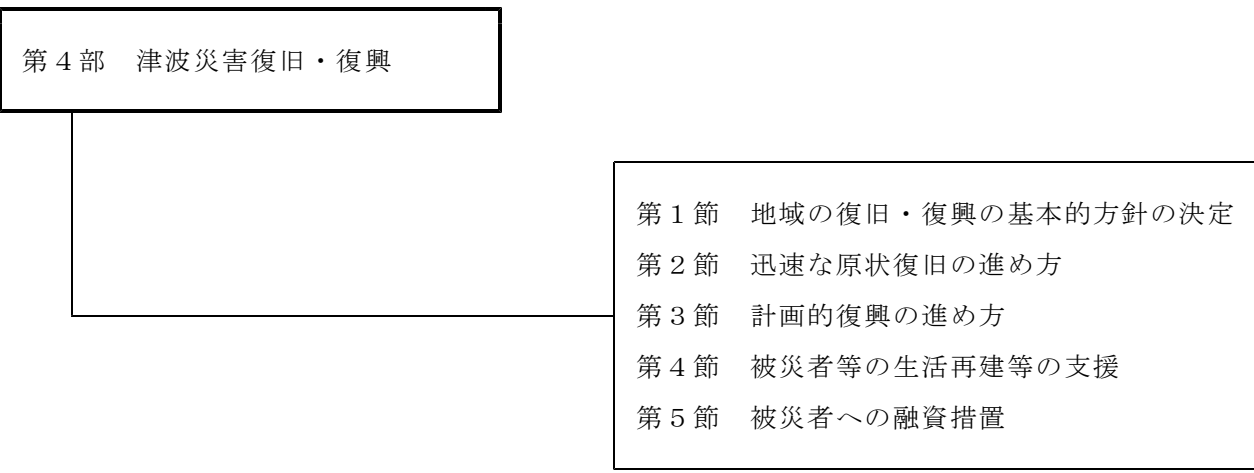


第 4 部 津波災害復旧・復興

第4部 津波災害復旧・復興



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的復興の進め方

第4節 被災者等の生活再建等の支援

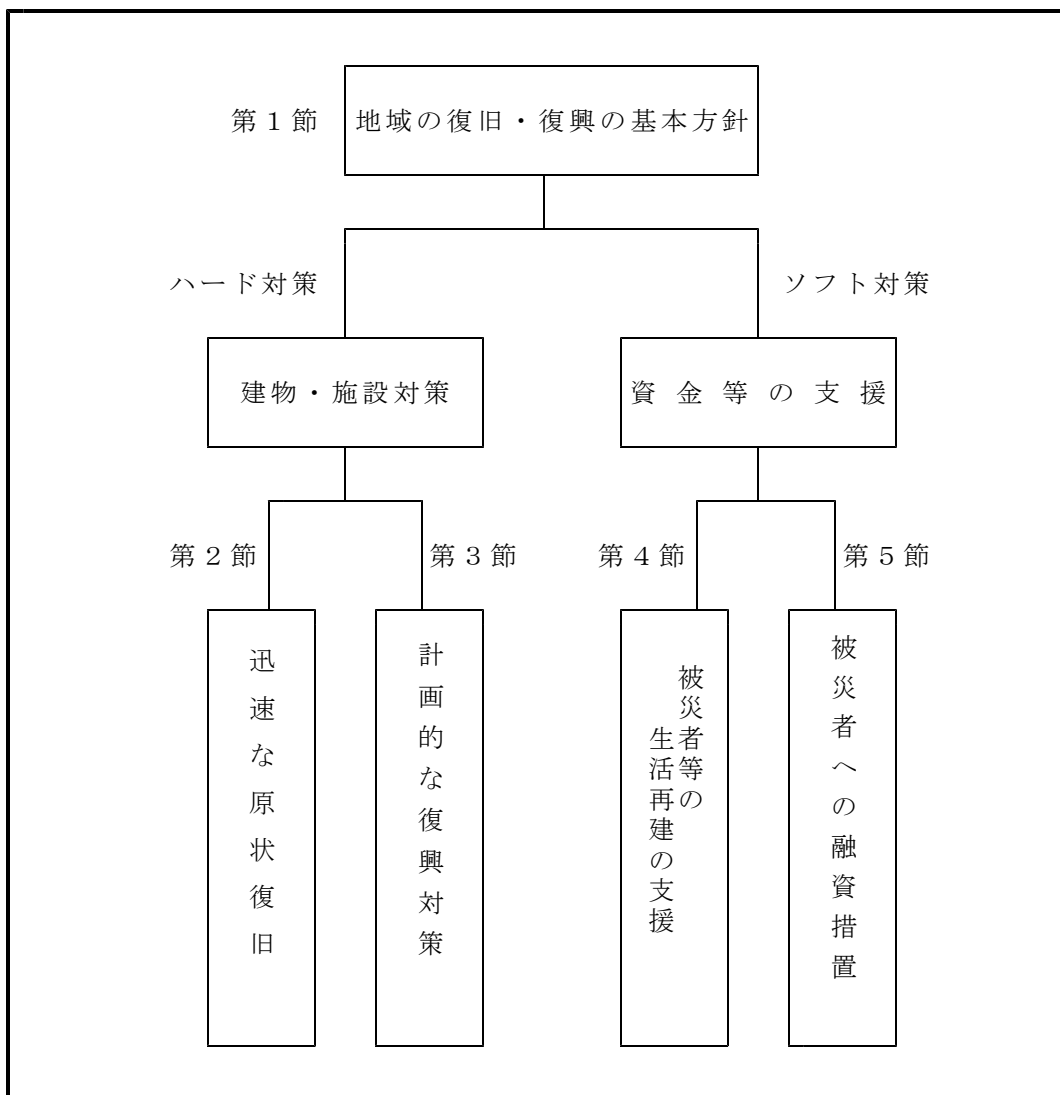
第5節 被災者への融資措置

第4部 津波災害復旧・復興

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
 第2節 迅速な原状復旧の進め方
 第3節 計画的復興の進め方
 第4節 被災者等の生活再建等の支援
 第5節 被災者への融資措置

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 被害が比較的軽い場合の基本的方向2 被害が甚大な場合の基本的方向 |
|---|

県及び関係市町村は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 復旧にあたっての基本方針2 復旧事業の推進3 事業計画の種別 |
|--|

1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 復旧事業の推進

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

- ⑩ 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主催することにより、円滑な処理を促進する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- | |
|----------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ・河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ・砂防設備災害復旧事業計画 |
| ・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| ・道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ② 農林水産施設災害復旧事業計画 |
| ③ 都市災害復旧事業計画 |
| ④ 上下水道災害復旧事業計画 |
| ⑤ 住宅災害復旧事業計画 |
| ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画 |
| ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑩ その他の災害復旧事業計画 |

第3節 計画的復興の進め方

- 1 復興計画の作成
- 2 計画策定にあたっての理念
- 3 防災まちづくり

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び関係市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

- 1 各種支援措置の早期実施
- 2 被災者台帳の作成
- 3 税対策による被災者の負担の軽減
- 4 住宅確保の支援
- 5 広報・連絡体制の構築
- 6 災害復興基金の設立
- 7 雇用の創出
- 8 その他

1 各種支援措置の早期実施〔実施責任：関係機関等〕

県及び関係市町村等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成〔実施責任：危機管理課，社会福祉課，市町村〕

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の援助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 税対策による被災者の負担の軽減〔実施責任：税務課，市町村〕

県及び関係市町村は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予及び減免を図る。

4 住宅確保の支援〔実施責任：建築課，市町村〕

県及び関係市町村は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の建設，公営住宅等への特定入居等を行う。

また，復興過程における被災者の居住の安全を図るため，公営住宅等空家を活用するほか，国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

5 広報・連絡体制の構築〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また，居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 災害復興基金の設立

県及び関係市町村は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

7 雇用の創出〔実施責任：雇用労政課，県関係課〕

県は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

8 その他

その他，借地借家制度の特例の適用に関する事項や，被災者に対する職業のあっせん，郵便葉書等の無償交付，為替貯金の非常取扱，簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが，詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。

第5節 被災者への融資措置

1. 資金選定の指導
2. 資金の種類
3. 各種資金の貸付条件等

県及び市町村は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 資金選定の指導〔実施機関：中小企業支援課，農業経済課，環境林務課，関係機関等〕

市町村その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

（1）農林漁業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② 日本政策金融公庫の災害資金

（2）商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② 日本政策金融公庫の資金
- ③ 商工組合中央金庫資金

（3）民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

（4）住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。